

キャッシュカード振込機能の一部利用制限について (振り込め詐欺防止対策)

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、振り込め詐欺の被害が多発しております。特にキャッシュカードによる振込に不慣れな高齢のお客様をATMに誘導して、現金を振り込ませる「還付金詐欺」が急増しております。

当組合では、このような被害を防止するための対応としまして、下記のとおり、キャッシュカードの振込機能の利用を一部制限させていただきます。

つきましては、大変ご不便をおかけしますが、お客さまの大切なご預金を悪質な犯罪からお守りするための対応となりますので、何卒、ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

① 対応の内容

次のお客様の口座は、キャッシュカードによるATMでの振込限度額を10万円とさせていただきます。

<対象となる口座>

平成29年7月31日以降の毎月月末時点において次の項目に該当する口座が対象となります。

- ① 70歳以上のお客さまのキャッシュカード保有口座
- ② ATMで過去3年以上、当組合キャッシュカードによるATM振込をされていない口座

(注) 上記の①および②の条件を同時に満たす口座が対象となります。

② 対応開始日

平成29年8月10日(木)より

③ 上記のお客さまがキャッシュカードによる振込を希望される場合

平日の営業時間内に当組合お取引店の窓口へお申し付けください。ご本人さま確認のうえ、振込できるよう変更させていただきます。

<ご持参いただくもの>

顔写真付きの「本人確認書類」および「キャッシュカード」

※キャッシュカードによる「お預入れ」や「お引出し」は、従来どおり可能です。